維持管理の技術上の基準

政令第７条第７号及び第８号の２　破砕施設

|  |  |
| --- | --- |
| 構造等の基準 | 計画 |
| 規則第12条の６第１号  受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合つた適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第２号  施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第３号  産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第４号  施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第５号  産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第６号  蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 |  |
| 規則第12条の６第７号  著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第８号  施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第９号  施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の２第１項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第１号  破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号  破砕した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　イ  成形設備にあつては、次によること。  (１)　運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。  (２)　廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。  (３)　成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。  (４)　（３）の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ロ  冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。  (１)　圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。  (２)　冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。  (３)　冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。  (４)　冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。  (５)　（２）及び（３）の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ハ  圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。  (１)　圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。  (２)　圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ニ  圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ハの規定の例による。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ホ  搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ（１）又は（２）の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ヘ  保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ト  圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次によること。  (１)　保管設備内を常時換気すること。  (２)　保管期間がおおむね七日間を超える場合にあつては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　チ  圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次によること。  (１)　複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。  (２)　容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。  (３)　（２）の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　リ  圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(ルに掲げる場合を除く。)にあつては、次によること。  (１)　保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。  (２)　（１）の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ヌ  圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の２第９項第２号ヘの規定による保管設備に保管する場合にあつては、ト（２）の規定にかかわらず、次によること。  (１)　保管設備内を定期的に清掃すること。  (２)　保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。  (３)　圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。  (４)　保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。  (５)　（３）及び（４）の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ル  圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の２第９項第２号トの規定による保管設備に保管する場合にあつては、トの規定にかかわらず、次によること。  (１)　保管設備内を定期的に清掃すること。  (２)　圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。  (３)　圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。  (４)　保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。  (５)　（４）の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ヲ  火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 |  |
| 規則第12条の７第９項第２号　ワ  圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破砕施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。 |  |